

岐 阜 県 公 報

第 三 百 十 六 号
令 和 四 年 七 月 十 九 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

クリーニング師の研修の指定
クリーニング業法に基づく業務従事者に対する講習の指定

(生活衛生課) 三〇七
(同) 三〇八

告 示

岐阜県告示第二百五十五号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項に規定するクリーニング師の研修として、次のとおり指定する。

令和四年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修の種類
クリーニング師が出席して受講する研修
- 三 研修の科目及び時間数
 - 1 衛生法規及び公衆衛生 一時間
 - 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間(継続受講者は、四十分)
 - 3 洗濯物の処理 一時間(継続受講者は、四十分)
 - 4 繊維及び繊維製品 一時間(継続受講者は、四十分)
- 四 研修の開催年月日並びに会場の名称及び所在地
 - 1 令和四年十月十七日(月)
飛騨総合庁舎 大会議室
 - 2 令和四年十一月十八日(金)
高山市上岡本町七丁目四六八
東濃西部総合庁舎 大会議室

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(時 刻 は 翌 日)

令 和 四 年 七 月 十 九 日

- 3 多治見市上野町五丁目六八 一
令和四年十二月四日(日)
OKBふれあい会館 三〇二会議室
岐阜市藪田南五丁目一四 五三
- 5 研修受講料
五千元

岐阜県告示第二百五十六号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三に規定する業務従事者に対する講習として、次のとおり指定する。

令和四年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番一号
- 二 講習の種類
通信制で行う講習
- 三 受講申込手続及び受付期間
1 受講申込手続
受付方法 郵送又はファクシミリ
申込先 岐阜市藪田南五丁目一四番一二号 シンクタンク庁舎三階
公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター事務局
ファクシミリ番号 〇五八 二七四 八〇二一
- 2 受付期間
受付開始年月日 令和五年一月十日(火)
受付締切年月日 令和五年一月三十一日(火)
レポート提出締切年月日 令和五年二月二十八日(火)
- 四 講習科目及びレポート課題
1 衛生法規及び公衆衛生

- 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- 3 洗濯物の処理
- 4 繊維及び繊維製品
- 5 受講対象者
岐阜県内に所在するクリーニング所に勤務する業務従事者
- 6 講習受講料
四千五百円

令和四年七月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県 岐阜市

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社